

松原市地域包括支援センターにおける委託連携加算の算定について

【委託連携加算】令和3年4月より適用

・算定に関する基準

当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

※指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)より抜粋

・算定単位数 300単位

・委託金額 3,210円(地域単価10.7)

・算定方法 委託を開始した初回の計画作成費の請求時に算定可能で、集計表(介護予防ケアマネジメント・介護予防サービス計画集計表)※1の新規委託欄にチェックを入れ給付管理時に提出。

※1松原市地域包括支援センターホームページに掲載しています。

URL: [松原市地域包括支援センター \(matsubara-hokatsu.jp\)](http://matsubara-hokatsu.jp)

・算定可能パターン例

例1: ケアマネジャー(事業所)の都合により事業所を変更する場合

※ご利用者等からの変更希望も同様

例2: 担当する地域包括支援センターが変更となる場合

例3: 保存管理届を提出したご利用者と新規契約した場合

※要支援2(算定済み)→要介護1→要支援2(算定可能)

例4: 居宅介護支援事業所の事業所番号の変更の場合

注) 事業所の住所、名称、管理者の変更等は算定不可

中止期間や保留期間からの再開は算定不可

契約の解除は、各地域包括支援センターへ連絡後に保存管理届の提出が必要

松原市地域包括支援センター徳洲会

TEL:072-334-3439

松原市地域包括支援センター社会福祉協議会

TEL:072-349-2112